

申告相談の日程

※ 日程、時間を確認のうえ、ご来場ください。

月日	曜日	区分	行政区	受付時間	月日	曜日	区分	行政区	受付時間
2月/16日	月	午前	金ケ瀬1・4	【指定地区】 午前 9:00～11:00	3月/3日	火	午前	橋本・福田・小島	【指定地区】 午前 9:00～11:00
17日	火	午前	金ケ瀬2・3・5		4日	水	午前	本町1・2・上大谷	
18日	水	午前	金ケ瀬6・湯尻	【指定地区以外】 午後 1:30～3:00	5日	木	午前	幸町・丑越	【指定地区以外】 午後 1:30～3:00
19日	木	午前	堤1・2		6日	金	午前	錦町・住吉町・稗田	
20日	金	午前	小山田・新開・新寺		9日	月	午前	上川原	
24日	火	午前	中町・原前・南原前		10日	火	午前	中島町・桜町1・2	
25日	水	午前	末広・保料・緑団地		11日	水	午前	桜町3	
26日	木	午前	上町1・2		12日	木	午前	西原・尾形丁1・2	
27日	金	午前	上谷1		13日	金	午前	新田町	
3月/2日	月	午前	上谷2・3	午前11時から午後1時30分までの間、受付は行いません。	16日	月	午前	全地区対象受付 (午前のみ受付)	

【指定地区】の受付時間は午前9時から11時まで、【指定地区以外】の受付時間は午後1時30分から3時までです。指定日の午前中に都合がつかない場合は、相談受付期間いずれかの午後の受付にご来場ください。

ご協力をお願いします

- 集計を要する書類等は事前に集計のうえ「医療費控除の明細書」や「収支内訳書」に記入しご持参ください。
※ 申告会場では、「医療費控除の明細書」や「収支内訳書」の代行作成はしません。集計がされてない場合ご自身で集計後、再度来場していただくことになります。
- 用紙は税務署、役場税務課にあります。(国税庁ホームページからダウンロードできます。)

【大河原税務署からのお知らせ】

大河原税務署の申告書作成会場は、大河原税務署東庁舎2階会議室です。申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

「入場整理券」は申告書作成会場における当日配付とLINEから事前発行もしています。

設置期間：令和8年2月16日(月)～令和8年3月16日(月)※土・日・祝日を除く。

受付時間：午前9時～午後4時(開設時間：午前9時～午後5時)

(注) 1. 税務署敷地内駐車場は台数に限りがあります。

2. 入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。



国税庁
LINE公式アカウント

申告に関する問い合わせ先

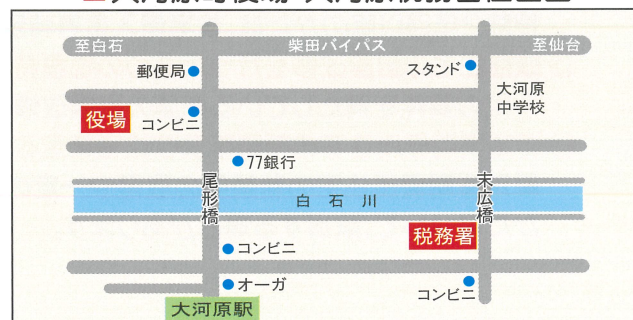
◆ 所得税の確定申告に関すること

- 大河原税務署
☎ 0224-52-2202
〒989-1201 大河原町大谷字末広12番地1

◆ 町県民税の申告に関すること

- 大河原町役場税務課(課税係)
☎ 0224-53-2113
〒989-1295 大河原町字新南19番地

■ 大河原町役場・大河原税務署位置図



令和8年度

町県民税申告相談のご案内

大河原町税務課

【日程】2月16日～3月16日 【会場】大会議室(役場3階)

申告は、令和8年度町民税・県民税・森林環境税を正しく算出するために必要です。また、(非)課税証明書・所得証明書の発行や国民健康保険税・介護保険料などの算出に必要な手続きとなりますので必要な方は申告してください。

下記の申告相談は、役場ではできません。税務署で申告相談をしてください。

- 株式や土地、家屋の譲渡 ● 新規住宅ローン控除 ● 雑損控除 ● FX(先物取引) ● 仮想通貨
 - 住宅税制(住宅ローンのないもの、増改築などに係るもの)
- ※なお、上記以外にも内容によっては税務署へ申告相談をご案内する場合があります。

- 確定申告は、マイナンバーカードで自宅から申告できるe-Taxが便利です。
e-Taxは、24時間利用可能(メンテナンス時間は除きます)で、書面による提出と比べて大変便利です。スマートフォンを使った申告をおすすめします。
詳しくは、【e-Taxホームページ】<https://www.e-tax.nta.go.jp>をご覧ください。
国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901(スマートフォン申告の相談も対応)
平日 8:30～17:00



確定申告書
作成コーナー

◎簡易申告書(収入がなかったかた用)を提出する必要があるかた…

- 無収入のかた(同居している家族の扶養になっていないかた)
※ 年末調整や確定申告で扶養になっていないかた
- 非課税の収入(遺族年金・障害年金・失業給付金等)のみのかたで、同居している家族の扶養になっていないかた
※ 提出がない場合、未申告扱いとなり、各種税証明の発行ができなくなるほか、児童手当等の受給や年金の免除、国民健康保険税の軽減が受けられない等の行政サービス等で不都合となる場合があります。

上記にあてはまるかたは、必ずこの簡易申告書を役場税務課窓口へ提出してください。
(郵送・パソコン・スマートフォンでも申告が可能です)

<https://ttzk.graffer.jp/town-ogawara/smart-apply/apply-procedure-alias/R8simple>

令和8年度(令和7年分)簡易申告書(収入がなかったかた用)

住 所	氏 名
生年月日	大・昭・平 年 月 日
電話番号	()

私は、令和7年中(令和7年1月～令和7年12月)については収入がなかったことを申告します。
なお、生活状況については下記のとおりです。

生活状況について 該当する番号に○をつけて、必要な内容を記入してください。

1. 援助を受けていた。
2. 非課税の収入があった(遺族年金・障害年金・児童手当など)
3. 失業給付金を受給していた。
4. 生活保護による扶助を受けていた。
5. 預貯金で生活していた。
6. その他(具体的に記入してください)
例：海外に住んでいた、町外に住んでいるかたの扶養に入っていた など



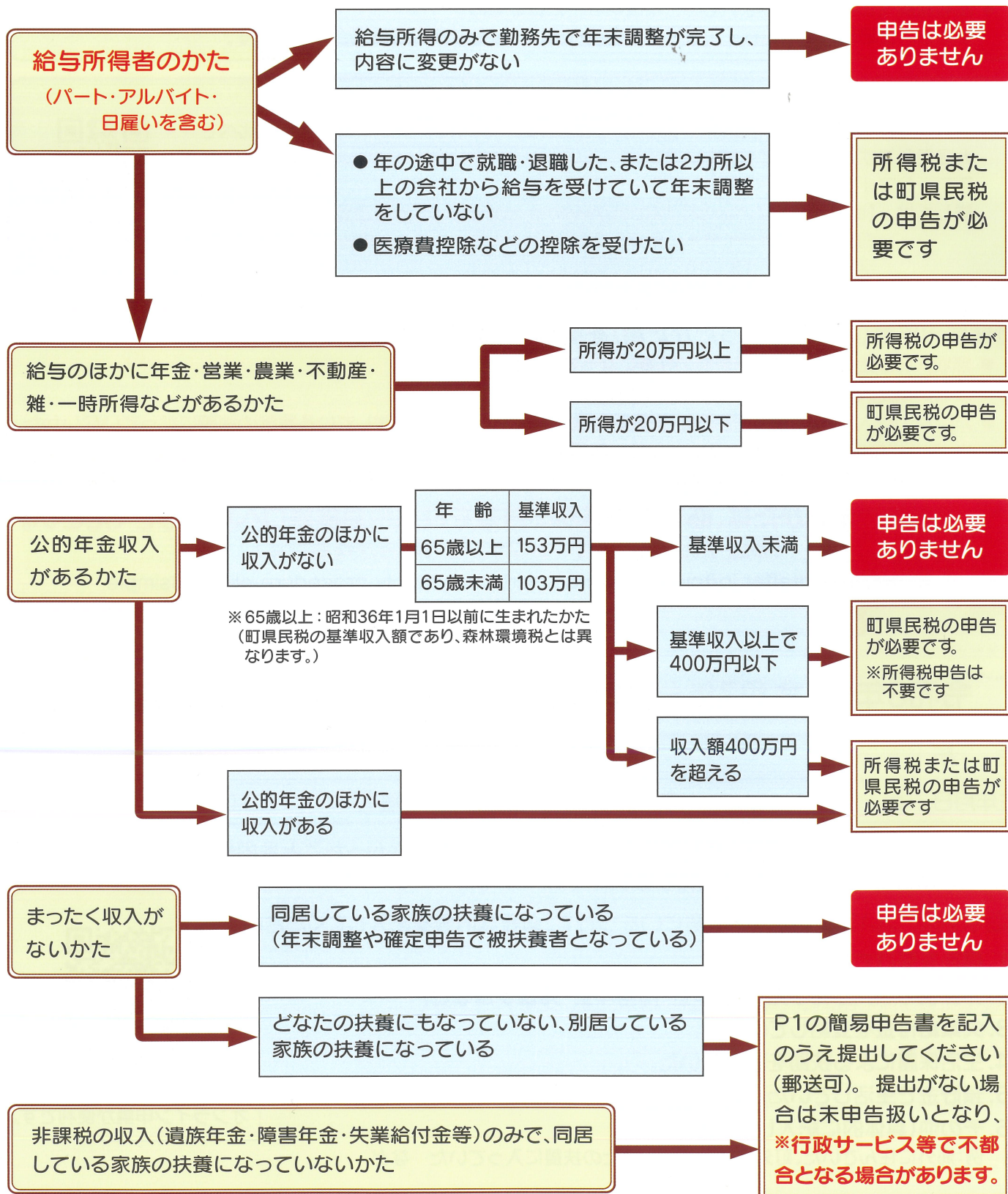
オンライン申請が便利です。

わたしは、申告する必要があるの？

- ◆ 税務署で確定申告をするかた
- ◆ 令和8年1月1日現在、大河原町に住所がないかた

大河原町への申告
は必要ありません

▼上記以外のかたは下記のあてはまるところを確認してください。(令和7年1月から令和7年12月の状況)



※国民健康保険税の軽減対象となる人でも軽減できず、保険税が高くなる等。

申告に必要なもの

◆マイナンバーカード

1. マイナンバーカード
2. 運転免許証等(身元確認)

◆確定申告書又は確定申告のお知らせ(ハガキ)

税務署から郵送されたかたは持参してください

◆収入・経費を証明するもの

◎事業(営業・農業・不動産等)所得の場合

- ☐ 集計した収支内訳書(用紙は税務署、役場税務課にあります。〈国税庁ホームページからダウンロード可〉)
年間の収入や必要経費などを整理し、収支内訳書に記入してください。
※収入金額や必要経費を記帳した帳簿及び領収書などの書類は5年間保存してください。

◎給与所得、年金所得の場合

- ☐ 源泉徴収票(受けとっていない場合は勤務先、年金支給先に請求してください。)

◆控除に必要なもの

◎社会保険料控除

- ☐ 国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、任意健康保険料などの領収書(通帳等)または申告用の納入確認書など

◎扶養控除

- ☐ 生年月日、住所・マイナンバーが分かるもの(町外にお住まいのかたを扶養する場合)

◎生命保険・地震保険料控除

- ☐ 生命保険料(一般分、介護医療保険分)、個人年金保険料、地震保険料・旧長期損害保険料の支払証明書(申告用)

◎障害者控除

- ☐ 障害者手帳、障害者控除対象認定書(福祉課発行)

◎その他の控除

- ☐ 小規模企業共済掛金控除、勤労学生控除、寄附金控除などの証明

◎医療費控除、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

- ☐ 医療費控除の明細書
用紙は税務署、役場税務課にあります。〈役場税務課、国税庁のホームページからダウンロード可〉
※医療費控除の特例(特定一般用医薬品等購入費を通常の医療費控除と選択できる特例)である「セルフメディケーション税制」適用をうける場合は、健康保持増進・疫病の予防の一定の取組を行ったことを明らかにする書類と特定一般用医薬品購入費の明細書の添付が必要となります。

別添の医療費控除の明細書に記載の上、来庁ください。代行での作成はしません。

※領収書などは5年間保存してください。

◆所得税関係の控除〔詳しくは税務署にお尋ねください〕

◎住宅借入金(ローン)控除

- 令和7年1月から令和7年12月中に住宅を新築、購入または特定増改築等をされたかたは該当する場合があります。
控除2年目以降のかたは、住宅借入金等特別控除申告書及び借入金年末残高証明書

◎既存住宅の耐震改修を行ったものの税額特別控除

- 一定の要件を満たしている家屋の耐震改修を行ったかたについては、該当する場合があります。

◎認定長期優良住宅の新築等及び住宅特定改修特別税額控除

- 認定長期優良住宅の新築等の取得や一定の要件を満たす改修工事(省エネ・バリアフリー改修)を行ったかたについて、該当する場合があります。